

塩谷事件と鉱業法の改革： 労働法の基盤を築いた歴史的転換

澤木 恵美[†]

The Shioya Incident and Japanese Mining Law Reform: A Historic Turning Point for Labor Law

Emi Sawaki

1. はじめに

本論文は、未解明の裁判記録を基に、明治19（1886）年に新潟県で発生した塩谷事件を再検討し、その法的・歴史的意義を明らかにするものである。

明治中期の日本では、借区権を巡る争いが全国各地で頻発していた。例えば、三井三池炭鉱でも、三井財閥が採掘権を得るために苦勞したエピソードがあり、このような権利問題は日本全国で発生していた。

塩谷事件もその一環として位置づけられるが、石油産業が絡んでいた点で特異性がある。また、5年にも亘る紛争とされてきたが、新たな裁判史料により、実際には紛争が明治29（1896）年末まで続き、終結までに10年もの歳月を要したことが判明した。事件が疑獄事件としての側面を持ち、その影響が今日の鉱業法や労働法の形成にどのように関与したかを考察する。

2. 塩谷事件：背景と経緯

新潟県塩谷地方では、明治19年までに石油採掘事業が徐々に拡大しつつあった。その際、全国の借区に対する調査を行っていた鉱山局は、塩谷地区の借区が日本坑法に違反しているとして、同年6月に稼行を禁止し、借区を没収した。この一帯は、中野貫一、九鬼孝義、真柄富衛、鶴田熊次郎の4名が借区権を所有しており、その他の坑業人たちが「下稼ぎ」を行っている状態が、坑法に違反しているとされた。塩谷地区の鉱業人たちは、不当な処置に対して原告や請願を行ったが、鉱山局は受け入れなかった。

明治24（1891）年、県知事を相手に坑業禁止の取消し訴訟を起こし、勝訴した中野貫一は賠償金3万5千円を受取った。この5年に及ぶ紛争を「塩谷事件」という。

2.1 借区権と下稼ぎ：新潟県の慣習と地元権者たち

裁判の焦点となった「下稼ぎ」は、下記の構図になる。政府：鉱区を管理する。

借区権者：鉱区を借りて採掘を行う権利を持つ者。

下稼ぎ：正式な借区権を持たず、借区権者との契約に基づき、収益分配や採掘期間などの条件に従って採掘を行う者。

特筆すべきは、新潟において慣習が他地域とは大きく異なっていた点である。この違いが本論の重要な背景となる。借区権者：通常は借区権者が採掘を行うが、借区権者以外の者に対しても採掘を許可することがあった。

下稼ぎ：正式な借区権を持たない者が、借区権者の許可の下で、独立して油井掘削や採掘を行っていた。

このような慣習の違いから、新潟県では、全国の石油坑でも異例な抗争に発展したといわれている。

2.2 借区権者たち：借区没収創業停止の紛争当事者

この節では、塩谷地区で借区没収され操業禁止となった、借区権者、当該借区を借りて掘削業を営んでいた下稼ぎ共同契約者、更に新たな借区権出願者がどのような人物であるかを確認する。

2.2.1 中野貫一：塩谷事件の勝者である日本の石油王

塩谷事件の主要な当事者である、中野貫一は、弘化3（1846）年に越後国蒲原郡金津村の庄屋に生まれた。中野家は、文化元（1804）年に油井の営業権を取得し、以降、採油業を長きにわたり営んできた。明治6（1873）年の日本坑法施行を契機に、中野は本格的な採掘事業に乗り出し、明治19年に塩谷地区での出油に成功した。

しかし、同年6月3日、新潟県令は「下稼ぎ共同掘り」が日本坑法に違反しているとの判断に基づき、借区権者である中野らに坑業禁止と借区権没収の命令を下した。その後、中野は行政裁判で借区権者としての正当性を主張した。最終的に中野は裁判で勝訴し、多額の賠償金を得て塩

[†]2022年度修了（人文学プログラム）

**塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換**

谷事件は終結を迎えたとされている。

事件後、中野は石油業だけでなく、他の事業でも成功を収め、「日本の石油王」として今日まで称えられている。

2.2.2 真柄富衛：創業300年、沸壺起源の石油事業家

真柄の石油事業は、祖先である真柄仁兵衛が「沸壺」を発見し、元和元（1615）年に試掘を開始したことに遡る。金津地区を中心に、真柄家は長らく採油地を独占してきた。

中野と同日の6月3日、新潟県より坑業禁止と借区権没収の命令を受けた。

同月14日、真柄は元工部省役人であり、東京暉光社の社員と名乗る田尻と面会し、大会社設立への協力を求められた。「川村正平関係文書」には同日の田尻とのやりとりの詳細が記されている。また、中野に対しても同じ協力依頼をし、両者は要請を断ったとされる。

明治20（1887）年には灯台油会社の設立を試みたが、借区権の返還は叶わず、権利は田尻に渡った。その後も農商務大臣への請願、田尻に関する信用調査を繰り返し、他の借区人たちと連名で上申するなど、精力的に活動を続けた。中野が裁判で勝訴し、損害賠償金を得た後も、真柄は農商務大臣に対して賠償金請求を行ったが、敗訴を重ね、最終的には期限切れで裁判に敗れた。

真柄の裁判は成功しなかったものの、家業を守ろうとするその執念と塩谷事件における重要な役割は、事件のもう1つの重要な側面を示している。

2.2.3 鶴田熊次郎：塩谷村一の大坑区操業者

鶴田は塩谷村に12,057坪の土地と17の坑区を所有しており、明治13（1880）年には180石の石油を産出していた。鶴田は中野と共に請願活動を行い、同時期に行政裁判を起こしている。鶴田の名は請願書にも連名されており、積極的な活動が伺える。

2.2.4 藩士、実業家：の借区権者たちの抗議と嘆願

氏名	地区	坪数	坑区数	借区契約年月日	産鉱高
増野貞吉	朝日	66	4	(1874) 明治7年2月14日	
真柄富衛	塩谷	1,799			
	金津	39	10	(1874) 明治7年5月31日	630石
中野貫一	塩谷	823	12	(1879) 明治12年12月9日	914石
	割町	150	2	(1879) 明治12年12月9日	
九鬼隆義	塩谷	1,925	1	(1880) 明治13年1月20日	
	小口	355	3	(1874) 明治7年5月31日	
鶴田熊次郎	塩谷	12,057	17	(1880) 明治13年3月4日	180石

表1 “鉱山借区一覧表 明治16年12月31日調”
工部省鉱山課1884を元に作成

中野、真柄、鶴田以外の借区権者たちも、嘆願や請願が記録されている。

九鬼隆義：借区権者 藩士

九鬼水軍として有名な九鬼藩の最後の藩主である。明治11（1878）年に新潟で石油製造に着手し、明治15（1882）

年には石油掘削に成功した。神戸石油販売会社を設立し、石油製品の独占販売を防ぐとともに、貧民への工業奨励にも尽力している。明治19年の坑業禁止令以降、九鬼は真柄に申請を任せ、知事や農商務大臣への連名署名に加わっているが、本人の直接的な活動は確認されていない。明治24年1月24日に神戸で病死し、その前日に贈従4位が授与された。

増野貞吉：下稼ぎ契約者 藩士

鳥根津和野藩士。藩主の依頼で尾張国に滞在した後、藩に戻り、石油の検査人として製油業に従事した。明治7（1874）年、新潟で石油採掘事業を開始し、朝日村に66坪の土地と4つの坑区を所有し、中野と下稼ぎの共同契約を結んでいた。

笹島嘉吉郎：下稼ぎ契約者 酒造家

金澤市の酒造家であるが、越後で国産の鑿井機を転借で使用したが、失敗に終わったとされる。明治12（1879）年に中野と笹島嘉吉郎は、下稼ぎ契約を行い、明治14（1881）年中に解約し、それ以降、下稼ぎの実態は無い。

2.2.5 坑区の取調べ終了後の借区出願者

明治20年2月15日、鉱山局から「中蒲原郡坑区の取調べ終了の為、何人でも借区出願できる」との通達があった。

地元名主たち：申請代理人

この通達による募集は、既に借区権を取り消された者を対象外としていた。そこで中野は、本間新作、吉田一策、川又庄太郎を、真柄は伊藤八重郎、石沢岩蔵、佐野長次郎、鈴木鉄蔵を代理人で借区申請をしたが、取得できなかった。

小出勝之丞：借区願者 地元有力者

地元の有力者であり、複数の村で戸長を務めていた。新規で借区取得を巡る争いに参加した1人である。しかし、申請はしたものの、取得に至らなかった。

田尻義隆：唯一の借区許可取得者

真柄、中野らに大会社設立への協力を求めていた東京暉光社の社員と自称する田尻は、遅れて借区権申請をした。明治20（1888）年2月、坑区の借区許可を得た。

2.3 3人の新潟県知事：混迷する行政

塩谷事件では、新潟県知事が被告となり、事件期間中に篠崎五郎、千田貞暁、籠手田安定の3名が知事を務めた。明治期の新潟県は、日本海側で最大の県であり、人口及び面積において全国1位を誇っていた。また、地主大国としての地位を確立しており、知事たちは県民のため、災害対策などを含む行政を遂行していた。

しかし、行政による鉱業管理には多くの問題が指摘された。県は鉱業を十分に統制できず、管理体制の不備から鉱業者間での紛争が頻発していた。政府はこの問題を解決すべく、鉱業条例を制定し、鉱山監督署の設置に踏み切った。

国からは「県の借区管理は不適切だ」と指摘される一方で、県民からは請願や嘆願が相次いだ。これに対し、県は

塩谷事件と鉱業法の改革： 労働法の基盤を築いた歴史的転換

政府と県民の双方に対応することに苦慮し、結果として行政の混迷が続くこととなった。

2.4 殖産興業を進める政府から見た塩谷事件

明治政府は、文明開化と共に、殖産興業をスローガンに産業の育成の近代化を目指した。石油産業においても同様に、日本国内で石油開発ができないか検討された。

2.4.1 日本坑法：塩谷事件で要となった法律

明治政府は、維新後の明治5（1872）年3月「鉱山心得」を公布し、翌6年7月に「日本坑法」を制定した。この法律は、ゴットフレイがイギリスなどの鉱業法を参照して起草し、吉井亨が修正したもので、鉱業者と政府の関係や採掘方法を規定している。この法により、鉱物の所有権は土地所有権から分離され、全ての鉱物は政府の所有となり、政府の許可を受けた者が操業できるようになった。

2.4.2 雇い外国人ライマンの調査と失望

明治2（1869）年、新政府は開拓使を設置し、北海道開拓政策推進のために外国人技術、専門家を雇った。石油についても、明治9（1876）年、工部省が米国技師ライマン（Benjamin Smith Lyman）を招き油田調査をした。信越地方の油田調査報告書には、朝日村、金津村では「油質ハ濃厚ニテ黒色ナル」塩谷では地名通り「塩谷ニ於テハ地中ヨリ塩水噴湧シ」と塩の調査をしている。

結果、試掘に失敗し、手掘り技術の限界から官営石油産業は廃止され、石油産業は民営化された。石油産業は輸入灯油の増加に伴い拡大したものの、国内の手掘り技術の限界により生産は伸び悩んだ。政府の記録も少ないため、国内の石油採掘は広く知られていない。

2.4.3 政府政策の鉱区選定

明治17（1884）年、政府は全国に亘る民営鉱山の借区調査を開始した。この臨時調査の目的は、以下の3点である。
① 鉱業の実態を把握し、政策決定の参考にすること。
② 小規模鉱区の合併や、民営鉱山間の争いを解決すること。
③ 日本坑法に違反していないか確認すること。

政府は小規模鉱区を統合し、「一大借区」として大規模な鉱区を大資本家や有力業者に許可する方針を取った。調査は明治17年から18年にかけて行われ、九州で53箇所、中国地方で153箇所が対象となった。

2.5 田尻義隆：大借区を巡る疑獄事件の始まり

本節では塩谷事件における大借区の意義と、田尻をはじめとする関係者の行動が持つ法的・社会的影響を考察する。

2.5.1 田尻義隆の犯歴と塩谷事件との関係

田尻は、塩谷事件当時52歳で、明治9年まで鉄道局の鉄道権助だった。明治15年に私文書偽造と誣告で告訴されており、明治29年に重禁錮4ヶ月、罰金4円の刑が科されて

いる。田尻の裁判記録には「14年間行方不明だった」と記されているが、その間に実名で塩谷の借区転売を行っており、行方を暗ませた理由が不可解である。

塩谷事件の10ヶ月前、田尻は工部卿に「油田借区開掘法改良意見書」を提出している。「意見書」には、「昨十八年中工部卿閣下エ意見ヲ奉呈仕候処、義隆意見ノ通田弊ヲ芟除シ大団ノ一借区ヲ画シ（18年、工部卿に意見を出し、義隆の提案通り大借区を形作った）」と記した箇所がある。当時、田尻は天下りで民間の東京暉光社に入社し、石油現品の買い入れをしていたとされる。明治18年に行われた政府の調査では、民間からの要請に基づき石油坑1坑の調査が実施された。調査の日付と内容の一致から、この「民間からの要請」が田尻によるものと判明した。但し、その要請が組織としてか、個人的なものかは不明である。

この要請から2年後の明治20年2月、田尻は坑区の借区許可を得た。2ヶ月後には、借区権を日本坑油会社に2万5千円（現在換算2億5千万円相当 明治20年代決算額統計より1円=1万円とする）で譲渡した。一連の田尻の行動に疑念を抱いた坑業人たちは、「借区禁止は元工部省役人田尻義隆の策謀である」と県知事、大臣に請願・嘆願を重ねた。『新津市史』では「田尻の動きは有司専制という疑獄事件の匂いが強い」と言及している。

2.5.2 日本坑油会社の興亡：塩谷独占の一大借区

日本坑油は、田尻が借区権を転売した同年9月に東京で設立された。つまり、田尻からの借区権譲渡後の創業となる。社長の初鹿野市右衛門や取締役の原亮三郎、川崎東作、小野金六、小島謙三は、いずれも財閥や名士であった。

明治20年代に塩谷地区で大々的に操業を開始した。他の借区権者は借区没収、操業を停止であるため、実質的に日本坑油会社は塩谷地区を独占していた。政府の政策、一大坑区は日本坑油会社によって実現した（図1）。しかし、同社は明治27年、設立から僅か6年で解散している。田尻が在籍したとされる東京暉光社の実態を判明できれば、疑獄事件といわれた定説も解明できるであろう。

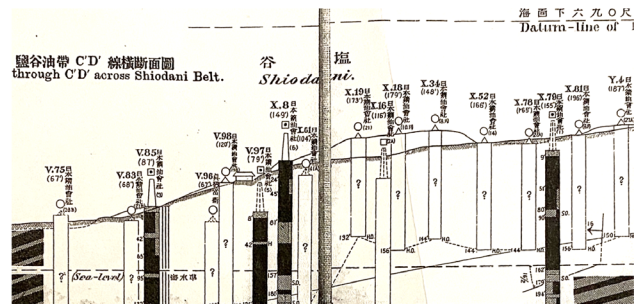


図1 明治20年代“塩谷油帯CD線横断面”大日本帝国油田第4区地質及地形図第2版

3. 裁判記録：借区権者たちの法的闘争

明治23年に行政裁判法が施行された。これにより、市民

塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換

が行政機関の不当な処分に対して、正式に訴訟を起こすことができるようになった。塩谷事件の裁判はその施行から僅か1年後に行われた。

本章では、借区権者である中野、鶴田、真柄が、県や政府を訴え起こした1次裁判記録から、判決理由や争点を照査し、裁判内容からみた塩谷事件を考察する。

3.1 中野貫一の裁判記録：国会まで騒がせた裁判

塩谷の抗争で、中野は唯一の勝訴を取めた。その結果、中野の賠償金が全国的に注目された。本節では、裁判1次記録を基に、中野が勝訴した要因を探る。

3.1.1 新潟地方裁判所：坑業禁止令取消訴訟に係る防訴の件

明治24年5月25日中野は「坑業禁止令取消の訴え」を行政裁判所に提出した。それに対し、県知事の籠手田は、中野の申し立てが不適法だという理由で申し立ての却下を求め、防訴裁判が行われた。防訴とは、被告が訴訟ではなく仲裁で解決すべきと、訴訟を防ぐ抗弁である。

同年9月19日、新潟地方裁判所で、県が中野に対し坑業禁止令取消訴訟に係る防訴裁判を起こした。

原告の新潟県知事は「行政処分後60日以内に訴えの提起をしていない」と訴訟の棄却を求めた。それに対し被告中野は「日本坑法第24款に違反していない」「請願を60日以内に行い、訴訟を提起する権利がある」と主張した。判決は中野が勝訴し、県知事による防訴を棄却した。

裁判所は、形式的な手続きよりも実質的な正当性を優先した。これにより、次の第2審裁判に進むこととなった。

3.1.2 新潟地方裁判所：坑業禁止令取消の件（2審）

明治24年12月15日、中野による県知事を相手取った行政裁判が行われた。

原告中野は「塩谷石油坑の発見者であり、13、14年頃から繁盛期だった」「借区名義は中野と真柄との共同名義である」「禁止令の理由が示されず、戸長や農商務大臣に請願したが、許可されなかった」という3点を主張した。

それに対して被告新潟県知事は「明治16（1883）年以前の借区許可証の図面が粗く、借区の識別や取締まりが困難だった」「石油採掘を他人に任せ、日本坑法第24款に違反である」「笹島嘉吉郎との下稼ぎ契約は有効である」「明治13年の県庁火災で関係書類が焼失、調査が困難である」という4点を主張し、故に「日本坑法第24款違反と認定し、禁止令を発したことは不法ではない」とした。両者の言い分に対し、裁判官は、中野に勝訴判決を下した。

この裁判の争点は以下の2点である。

①日本坑法第24款：借区権者が坑業権を他人に譲渡する場合、事前に双方から鉱山寮に許可申請を行い、許可を得なければならない。違反した場合、その業務は禁止となる。

日本坑法第24款に違反するか否かを問うものだった。中野の坑区では、稼業人は、鑿井・汲み取り費を負担し、借区人は、地租やその他に掛かる費用を負担していた。石油

産出高や試掘地も、下稼業人・借区人に規定した割合の額を渡す契約をしたため、「下稼ぎは譲渡には当たらない」とされた。

②明治6年工部省第5号：請負人が鉱業権を他人に内密に譲渡し、租税を回避している場合、それは違法である。

新潟県側は火事のために通達書類が消失し、証拠の提出がなかった。そのため、工部省第5号違反の有無は争点から外された。この点は、中野側に偶然が幸いしたことになる。

この判決により、坑法違反とされていた下稼ぎ共同堀が、制限はあるものの合法であると認められる形となった。中野の裁判は、日本坑法24款違反の裁判の判例となった。

田尻義隆に関する裁判記録

この裁判において不可解だったのは、裁判前に田尻の責任を問う声が多かったにもかかわらず、裁判記録には田尻に関する言及が一切見られなかった点である。『新潟県人物群像4』には、原告中野側が「突然の禁止に理由はなく、田尻の希望により行ったもの」と反論し、裁判官が「田尻義隆」とは何者かと確認の質問をした、という記述がある。

事件の焦点が田尻ではなく、他の事実当てられたため、田尻に関する記録が意図的に省略された可能性も考えられる。

3.1.3 塩谷事件は続いていた：損害賠償金判決の取り消し

『鶴堂中野貫一翁伝』によると、中野は中松との示談を経て賠償金を受取り、塩谷事件が終焉したとされる。

しかし、実際の賠償に於いては、簡単に受取ることが出来なかった。明治25年2月、中野は「損害賠償要求書」を県知事に提出した。しかし、3月25日「賠償金額は受入れるものの、追加金額は証拠不十分のため応じられない」との知事指令がきた。それを受け、中野は、損害賠償裁判を起こした。

3.1.4 新潟地方裁判所：損害賠償金裁判

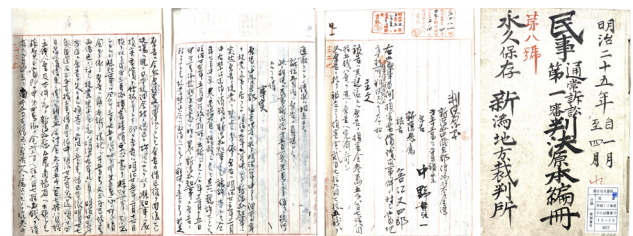


図2 “新潟地方裁判所判決原本 25(7)81号”
平民事 04022100” 国立公文書館蔵

明治25年4月29日、中野は新潟地方裁判所において賠償金請求の裁判を起した。この裁判は、賠償金35,878円15銭8厘（現在換算3億5千万円相当）に加え、裁判に要した費用276円75銭（270万円相当）を請求するものである。

**塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換**

判決で、中野は敗訴し、裁判に要した費用は認められなかった。裁判所は新潟県属谷江に対して中野の提示した賠償金35,878円15銭8厘の速やかな支払いをするよう命じた。

この裁判では、新潟県職員8等官の谷江又四郎が被告となった。谷江は、中野が陸奥農商務大臣に請願した「石油坑禁令取消しの件に関する請願」に記載のある人物で、明治18（1885）年の借区調査に参加していた。通常、県属が多額の損害賠償裁判で被告となるのは異例であり、その背景には行政内部での責任移譲や調整があった可能性が指摘される。

3.1.5 中野の裁判を形作った影響力者たち

中野の裁判において重要な役割を担った人物たちを以下に挙げる。

和田維四郎：工部省

工部省鉱山局長であり地質学者の和田維四郎である。和田は明治時代の日本における地質学の権威であり、科学的な知識と見識をもって法廷で証言を行った。和田は、明治23（1890）年に『坑法論』を執筆し、鉱業法に異議を唱えた。翌年には農商務省の政府委員に任命され、国会で大臣を補佐する役割を担った。

和田は役人として行政側を支持する立場にありながらも、専門家としての公正さを優先し、鉱業の発展のために尽力した結果、行政の敗訴を招くこととなった。

裁判後、和田は異例の栄転を果たしたが、これは和田が日本坑法改正や鉱業条例の公布・施行に深く関わっていたためである。和田の証言は、裁判の公正な進行に大きく寄与し、さらには後の鉱業政策にも多大な影響を与えたといえる。

特筆すべきことは、田尻と同位の官職に、和田の実兄の義比が在官していたことである。和田義比は、明治22年12月、内務省より但発人待遇で「主猟局主事事務補助」に命じられている。兄義比の昇進は、弟維四郎の制度改革への影響が期待されたことが要因である可能性もある。しかし、塩谷事件や田尻との関わりについては確認出来ていない。

桑田房吉：代言人

桑田房吉は、中野の行政裁判において代言人を務めた。代言人とは、明治期の弁護士制度の前身である。桑田は、新潟県庁で代言人を務めた後、東京で代言業を行っていた。自由民権運動や人民の権利の擁護に積極的に関わった代言人として、法的な活動で評価されている。当時、多くの代言人は自由民権運動に関与しており、桑田のこうした精神が、裁判の進行に影響を与えた可能性も考えられる。中野の裁判後、桑田は、神田区に代言事務所を設立している。明治28（1895）年6月20日には判事高等官8等に任命され、待望視されていたことが窺える。

中松盛雄：農商務省役人

官報にて、農商務省試補の中松盛雄は、明治25年1月に新潟県出張命令、その後3月に会計課に配属された記載がある。裁判記録には同月26日に証拠追加提出の指令を出し

ていることから、中松が中野との交渉をした可能性が高い。

角田真平：第2の代言人の衆議院本会議答弁

明治27（1894）年5月26日、第6回帝国議会衆議院本会議第10号にて、塩谷事件に関連する質疑が行われた。議題の焦点は、明治25年度予備金から中野に支払われた3万5878円の賠償金である。政府委員の葦原清は、明治25年5月2日に地方裁判で中野が勝訴し、賠償金が支払われた経緯について答弁した。

葦原の説明に対し、代言人の角田真平は、中野の2審裁判に同席していた立場から、4つの疑念を表明した。

- ①裁判所は、処分不備があったことを理由に判決を取り消したため、賠償金は支払われていなかった。
- ②ある者が裁判所に訴えを起し、県庁が示談を行い、その後、大審院で確定して支払われたと伝え聞いている。
- ③賠償金裁判は通常、大審院で行われる。賠償金訴訟については通知がなく、自分はそのことを知らなかった。
- ④裁判中、中野と県の馴れ合いが疑われた。

この質疑後、衆議院議員自由党野の中村克昌が「余りに馬鹿々しい経過だ」と驚きを示したことが新聞に掲載され、全国に塩谷事件が知られる契機となった。

中野貫一の法的闘争が展開される中で、注目すべきは真柄、鶴田の裁判である。これらの人物の裁判は、中野の事例と密接に関連した重要な役割を果たしている。次に、真柄、鶴田の裁判の経緯とその影響を考察する。

3.2 鶴田熊次郎の行政裁判：惜敗

鶴田は、中野と共に請願・嘆願したが、明治24年6月、陸奥農商務大臣に対し行政処分の取消の訴えを行政裁判所に提出した。しかし、県は反訴を裁判所に提出した。

3.2.1 新潟地方裁判所：坑業禁止令取消控訴に係る防訴の件

明治24年10月3日、鶴田は、岡山兼吉を代言人として訴訟を起こした。原告新潟県知事籠手田安定代理人は「申立てが不適法である」とし却下を求めた。

それに対し被告鶴田は「新潟県知事の決定は不適法である」とし「坑業禁止令取消」を求めた。

裁判では鶴田が勝訴し、行政裁判の続行が決まった。中野と鶴田の裁判形式は、抗弁を審理し棄却後に本裁判へ進む形であり、明治中期の裁判制度では一般的な手続きであったと考えられる。

3.2.2 新潟地方裁判所：坑業禁止令に関する件（2審）

明治24年11月28日、鶴田は、新潟県知事の籠手田安定を相手取って訴訟を提起し、行政裁判を行った。

原告鶴田は「日本坑法第24款には違反をしていない」「証拠書類の荒木庄松義分取りに当該する証明がなく、書類は売買予約であり、売買の証明ではない」ことを主張した。

対して被告新潟県知事籠手田安定代理人は「日本坑法24款に違反を主務大臣の指示により下した」「借区地を譲渡

塩谷事件と鉱業法の改革： 労働法の基盤を築いた歴史的転換

した証拠があり、坑業権の譲渡に該当する」とした。

判決は、鶴田が敗訴し、訴訟費用も負担することとなった。鶴田の主張は「日本坑法第24款に違反していない」という中野と同じ申立てだった。しかし、裁判での争点、本題の坑業禁止の取り消しに関する問題から外れ、書類の不備に終始してしまった。

鶴田は負けに終わったが、裁判記録は、日本坑法に関する敗訴した裁判判例として、貴重な歴史資料となっている。

3.3 真柄富衛の裁判記録：東京地方裁判所と対峙

真柄は、あらゆる請願、嘆願の後、大審院（現高等裁判所）に上告まで行うこととなった。明治25年12月6日、中野が行政裁判に於いて勝訴し賠償金を手に入れたことを受け、真柄も農商務大臣に対し賠償金請求を行った。

3.3.1 東京地方裁判所：石油鉱山停止8万円損害賠償請求

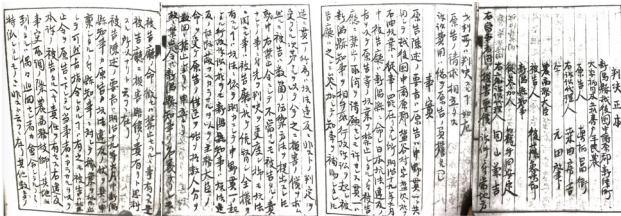


図3 “真柄富衛、賠償要償行政裁判”
新潟県立公文書館所蔵、中野家文書原本の写し

明治26（1893）年1月25日、真柄は、東京地方裁判所にて、後藤農務省大臣を相手に損害賠償請求を行った（図3）。

原告真柄は「300年以上真柄家の石油稼業は国家利益に貢献してきている」「共同さく井は、県全域で奨励されていた」「本家道三郎からの代表変更であり、権利の譲渡ではない」「下稼ぎが違反行為であるという通達が新潟の慣習に反する」と4点を訴えた。

一方の被告後藤農務省大臣は「真柄は明治12年から日本坑法違反をしている」「解散後も他の借区で下稼ぎの税金を得ていた」ことを陳述した。

判決は、後藤農務省大臣の勝訴となった。下稼ぎのあり方に強い疑念のあった真柄は、暫くして上告した。

3.3.2 名古屋控訴院：裁判記録無し

明治28年11月7日、第2審を名古屋控訴院で行った。尚、この裁判記録は、大審院裁判記録に記されている。

判決は、真柄の敗訴となった。真柄は、名古屋控訴院が言い渡された判決を不服とし、農商務大臣榎本武揚に上告、代理人より全ての破棄を求めた。

3.3.3 大審院裁判：損害要償の件

明治29年3月10日、真柄は、農商務大臣榎本武揚に対し上告した。

原告真柄は「該当の借区券は中野との共同名義である」「中野と共同使用の部分に対する禁止命令も不当だ」と訴

えた。

対して、被告農商務大臣榎本武揚は「損害賠償請求は行政裁判所で審議すべきものであり、大審院で扱う問題ではない」とした。

判決は、農商務大臣の勝訴で、大審院は真柄の上告を棄却した。当時の行政裁判と司法裁判は、完全に分離されていたことで、門前払いを受ける結果となった。

3.3.4 新潟地方裁判所：坑業禁止命令取消の訴

明治29年12月23日、真柄は新潟県知事浅田徳則を相手に行政裁判を起こした。塩谷事件が始まった明治19年から10年の歳月が経っていた。

原告真柄は「県による借区権没収は不当であり、下稼ぎは違法行為ではない」「石油家業に長年尽力している」「共同借区権の正当性」の3点を訴えた。

対して被告新潟県知事の浅田徳則は「行政裁判法第22条に基づき、行政処分が告知された日から60日以内に提訴しなければならない」と述べるに終わった。

判決は真柄の敗訴となった。処分告知から60日以内に訴えを起こす規定に対し、約10年遅れて明治29年に訴訟を提起した。この大幅な超過が原因で行政裁判法第16条により訴えは棄却され、本題の審理には至らなかった。その理由は、真柄が農商務大臣を相手に損害賠償請求を提起していたためである。当時の法制度が行政と司法の境界を厳密に区切っていたことも、敗訴を決定的なものにした。

真柄の裁判記録は敗訴にはなったものの、坑法の敗訴事例として今日まで残されている。

3.4 塩谷事件後

こうして10年余りにわたる塩谷事件は終焉した（表2）。

中野貫一

中野は、多額の賠償金を元手に躍進したとされる。塩谷地区は失ったが、金津での上総掘りの導入が成功し、採油事業が一定の軌道に乗り始めた。更に、綱式機械掘り、ポンピングパワー方式を導入し、一層の事業拡大をした。

一方で、日本石油の取締役、中央石油の創業、衆議院議員などの要職を歴任した。中野が主導した金津油田の開発は、平成8（1996）年まで約120年間にわたって操業が続いた。この功績は、行政裁判での勝訴に基づくとされる。

真柄富衛・鶴田熊治郎

鶴田についての詳細な記録は乏しい。江戸期からの大地主であったことから、塩谷地区は手放すことになったものの、他の地区で石油事業は続けたと考えられる。

真柄が起こした裁判については、全国紙で「農商務大臣の勝訴」として報じられた。明治40年代、柄目木地区の大噴油で、景気が上昇した。真柄は現在も当地では「柄目木の名主」として称賛されている。

塩谷事件は鉱業紛争の一例に過ぎないが、長期にわたる裁判の記録が日本坑法の判例集に残されることで、後世の見本・手本となったことに意義があったと結論づける。

塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換

西暦	明治	月	日	政府, 県市	借区人	出来事	引用文献
1885	18	8		工部省	田尻	「油田借区開掘法 改良意見書」	615C703 公文書原本
				農商務省	全国 鉱区	民間からの要請による 抗区調査	“商工政策史” pp.179
1886	19	6	3	新潟県令 篠崎五郎	塩谷 借区権	坑業禁止と 借区権没収の命令	新潟県公文書館所蔵 中野家文書原本の写
			14		真柄	田尻から大会社設立への 協力を求められた	“川村正平 関係文書”
1887	20	2			真柄他	「燈台油会社社員申合 書」	“新潟市 通史編巻” pp.165-169
			26	第一部 農商課	塩谷 地区	塩谷地区調査終了後の 再借区出願許可	“現行鉱山法規類 纂” pp.54
1888	21	4		鉱山局	田尻	借区許可取得	“新潟県史通史編7 (近代2)pp.241
			6		田尻	日本坑油会社に借区権転 売	615C703 公文書原本
			9		日本坑 油会社	石油採掘及び製造 売買事業設立	官報No.1529
1890	23	6	30	内閣法制局	全国	「行政裁判法」 (法律第48号) 制定	法律第48号 官報No.2099
1891	24	9	19	新潟県知事 籠手田安定	中野	「坑業禁止令取消の訴訟 に係る防訴」 中野勝訴	行政裁判 明治24年 度No.23
			10	新潟県知事 籠手田安定	鶴田	「坑業禁止令取消ノ訴訟 ニ係ル防訴」 鶴田勝訴	行政裁判所判決例 明治24年度No.27
			11	新潟県知事 籠手田安定	鶴田	「坑業禁止令取消ニ関ス ル件」 鶴田敗訴	行政裁判所判決例 明治24年度No.27
			12	新潟県知事 籠手田安定	中野	「坑業禁止令取消ノ件」 中野勝訴	行政裁判所判決例 明治24年度No.23
1892	25	3		農商務省 中松盛雄	中野	賠償金3万5千円示談交渉 決裂裁判申立	“鶴堂中野貫一翁 伝” pp.27,28
			4	新潟県属 谷江	中野	「損害要衝請求事件」 新潟地方裁判所中野敗訴	新潟地方裁判所第8号 中野家文書写
			10		日本坑 油会社	日本坑油会社 塩谷地区を独占化	“新潟県中蒲原郡々 治概表 勲業第3”
1893	26	1	25	農商務大臣 後藤象二郎	真柄	「8万円損害賠償請求」 東京地方裁判所真柄敗訴	県立公文書館所蔵 中野家文書写No.534
1894	27				日本坑 油会社	日本坑油解散	“日本石油史 創立70 周年記念” 1958.
1895	28	11	7	農商務大臣 榎本武揚	真柄	第2審名古屋控訴院 真柄敗訴	大審院裁判記録記載 明治28年度No.534
1896	29	3	10	農商務大臣 榎本武揚	真柄	「損害要衝ノ件」 大審院裁判真柄敗訴	大審院裁判記録 明治28年度No.534
			12	新潟県知事 浅田徳則	真柄	「坑業禁止令取消ノ 訴」	行政裁判判決録 1号 明治29年度No.118

表2 塩谷事件発生から終焉まで：関係者の動向

3.5 日本坑法の改正と労働問題

明治23年に日本坑法の改正が行われた。当時の鉱業政策において画期的な転換点となった。元々は民間鉱山の発展とそれに伴う政府の統制強化を目的に制定されていた。しかし、民間の発展と政府管理の両立が難しいという根本的な矛盾が顕在化した。法制度が時代の進展に適合していないことや他の関連法規との齟齬も指摘されていた。改正は、欧米の鉱業法を参照しながら、特に地方自治体の自主的な管理に重きを置いた規定が導入された。

和田は、日本坑法の問題点として「試掘や採掘の許可基準が不明確」「政府が鉱物専有権を独占。短期的許可のため長期的な発展が妨げられている」「鉱業地の権利や義務が不十分」「鉱業者に対する労働保護の欠如」の4つを指摘した。

塩谷事件においても、借区の取扱いに関する明確な規定がなかったことが、紛争の一因となった。

改正後の日本坑法では、借区権者と鉱業者の間で生じる誤解や紛争を防止する為に、新たな規定が導入され、特に

転売や投機目的の鉱区譲渡を抑制する措置が施された。

和田は、日本坑法改正の意義として「地主の権利を明確化し、誤解を防止」「石油坑面積は3千坪以上60万坪未満」「試掘や借区許可は先着順、地図提出の義務」「土地所有者に優先権が与えられる」「詐欺や誤謬による許可は取消し可」「損害賠償請求は認められない」「石油精製業の兼業制限の解除」の7つを強調している。

この改正により、鉱業権の取得や管理がより透明化し、紛争を防ぐための制度的基盤が整備された。特に、先着順の原則、地元優先の規定を導入したことは、鉱業活動の公平性を高める重要な要素となった。

3.6 塩谷事件後の石油業界：一大借区の実現

明治24年以降、改正によって多くの油田が開発された。この間、石油採掘権を巡る小規模な紛争が発生したものの、塩谷事件規模の借区権に関する紛争例は殆ど見られない。

紛争が減少した要因として2点が挙げられる。

- ①改正による法整備が進んだことで、紛争を抑制した。
- ②中野の裁判で合法とされ、「下稼ぎ、共同堀、石炭坑の斤先堀」が制限付きながらも認められた。

抗争で多くの坑業人や借区権者が生業を失ったが、法改正の結果、新規借区の申し込みが増加した。しかし、明治24年には430社に達した企業数は、日清戦争に因る不景気や乱掘による資源の枯渇により、明治30年には58社にまで激減した。結果、弱小企業は淘汰され、日本石油などの大企業が進出するに至った。こうして政府の一大借区政策は、産業の集中化、大規模化を促進し、今日の石油業界の基盤を築いたといえる。

4. おわりに

本論文は、塩谷事件が日本近代鉱業史においてどのような意義を持つのかを、従来の研究で十分に扱われてこなかった1次裁判記録を精査することで、国・行政と地元借区権者との対立の構造を明らかにした。

その結果、以下の10点が本研究により判明した。

- ①田尻義隆の履歴：明治14年私文書偽造、明治30年私文書偽造他犯罪を重ねている人物と判明した。「意見書」での明治18年の調査要請、塩谷での転売は確認できたものの、塩谷事件との因果関係の解明には更なる調査が必要である（官報、公文書要審査原本）。
- ②日本坑油会社の塩谷一大借区化地質図：塩谷地区を抗争中の6年間独占していた（大日本帝国油田第4区地質及第2版）。
- ③明治29年塩谷事件終焉：塩谷事件の実質終焉は明治29年であることが判明した（大審院裁判、行政裁判記録）。
- ④中野の民事裁判：裁判判決は処置の不備から取消しになり、中野は賠償金請求の民事裁判を起こした（民事裁判記録）。

塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換

⑤国家予算からの賠償：賠償金は国家の予備費から支払われた（衆議院議会議事録）。

⑥被告、谷江又三郎：中野の民事裁判での被告。新潟県属9等時、塩谷地区の借区調査に関与した人物（明治19年新潟県職員名簿、石油坑禁令取消しの義に付き請願）。

⑦代言人角田の発言：中野の賠償金裁判は未通知で進行し、馴れ合いの疑念が浮上した（衆議院議会議事録）。

⑧下稼ぎの慣習が「一部制限されつつも合法」と中野の勝訴により認められた（商工政策史）。

⑨坑法の判例：中野、真柄、鶴田の裁判記録は坑法の判例となった（行政裁判、大審院裁判判例集）。

⑩塩谷事件の意義：塩谷事件を契機に鉱業法の改正が進み、大企業の石油産業への参入が促進され、日本の石油産業及び鉱業全体の発展に寄与したことが示された。

明治後期の鉱業の発展は、政府の殖産興業政策が成功したからに他ならない。一方で、歴史に残らなかった坑業人らの紛争自体が、政府・行政の認識を変え、日本鉱業の近代化と拡大の一助となったことも明白な事実である。

本論文は、日本近代史として執筆したが、明治政府が初めて労働問題に取り組み、鉱業人たちの労働問題から法改正にまで及んだことから、労働史にも位置付けられる。今後の鉱業史や法制史における研究に、一助となることを目指し、さらに研究を深めていきたい。

参考文献

- [1] 通商産業省編集，“商工政策史 Vol.22 鉱業上”，商工政策史刊行会，通商産業研究社，pp.3-6, 27-51, 66-69, 80, 104-108, 110, 136-140, 178-193, 247, 1966.
- [2] 新潟県教育委員会著，“無形の民俗資料記録 第1集（越後のくそうず）”，pp.61, 1976.
- [3] 中野財団編，“鶴堂中野貫一翁伝”，中野財団，1930.
- [4] 新津図書館編集，“新津の文化財第4集”，真柄家石油関係資料 沢田家能代川堰関係資料新津教育委員会，1980.
- [5] 新潟県，“新潟県史 通史編 7（近代2）”，pp.6-7, 242, 1988.
- [6] 新潟市歴史文化課，“石油王国・新潟”，p.35, 2008.
- [7] 津田真澄，“明治前期における日本鉱山業の革新一橋論叢 Vol.69 No.5(4)”，pp.387, 1973.
- [8] “石炭消費高農商大臣へ報告 知事 石炭消費高報告の件”，公文書 件名 府市 002, p.64
- [9] 新津市史篇さん委員会，新津市 通史編 下巻”，新津市，pp.175-176, 1994.
- [10] 資源素材学会，“越後国中蒲原郡石油地報文”，日本鉱業会誌三(24)，pp.84, 1887.
- [11] 田川市立図書館，digital ADEAC，<https://adeac.jp/tagawa-lib/text-list/d200010/ht000040>（2024/8/9参照）
- [12] 岩佐三郎，“お雇い外国人ライマンとむかし日本の石油開発(3)”，石油の開発と備蓄，pp.7, 1997.
- [13] 和田維四郎，“坑法論”，博文館，pp.98-99/115-116, 1890.
- [14] “日本坑法”，出版社不明，明治年間。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/994045/1>（2024/7/26参照）
- [15] 新潟県中蒲原郡，“新潟県中蒲原郡々治概表 勸業第3”，1891。<https://dl.ndl.go.jp/pid/807010/1/1>（2024/9/17参照）
- [16] 財務省HP，“予算決算及び純計(1)歳計” <https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/statistics/data.htm>（2024/10/23参考）
- [17] 佐々木亨，“和田維四郎小伝(下)”，三井金属修史論叢，pp. 89-144, 1971.
- [18] 品田光春，“企業勃興期の新潟県における石油会社の立地と鉱区所有からみた地域間関係 'Vol.51(4) Quarterly Journal of Geography'”，pp.292, 1999.
- [19] 岡三郎，“塩谷事件'余録-真柄富衛の書翰断片から-新津郷土誌16-17 1998-2002”，新津郷土誌料研究会，pp.27-45, 2002.
- [20] “中野家文書”，新潟県立公文書館所蔵，原本の写し
- [21] 大沼憲太郎ほか書簡，“川村正平関係文書6-1”，1886。[https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11608065/1\(2024/10/14参照\)](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11608065/1(2024/10/14参照))
- [22] 行政裁判所編，“行政裁判判決録 1号”，帝国地方行政学舎，1895-1947.
- [23] 三宅彰，“官民必読行政裁判所判決例第1編”，啓文社，pp.118-130, 1892.
- [24] “大審院民事判決録（民録）No.2, Vol.3”，pp.47, 1896.
- [25] 日本石油株式会社調査課編，“日本石油史”，日本石油，pp.106-107, 1919.
- [26] “日本抗法中改正・御署名原本・法律第55号”，御00528100, 1890。<https://www.digital.archives.go.jp/img/153655>（2024/9/23参照）
- [27] “第6回帝国議会 衆議院本会議速記記録第10号”，pp.238, 1894/5/26, <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/minutes/api/emp/v1/detailPDF/img/000613242X01018940526>（2024/9/23参照）
- [28] “法令全書 明治23年”，内閣官報局，1887-1912, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787979/392>（2024/9/24参照）
- [29] “石油田借区之義ニ付嘆願書進 田尻義隆”，回議録 農商課經理，東京都立公文書館蔵，615C7, 1886.
- [30] “熊本県ヨリ田尻義隆住所取調ノ照会ニ対回答”，往録庶務課戸籍，東京都立公文書館蔵，616A8, 1888.
- [31] 中村泰弥編，“現行鉱山法規類纂”，1887/10, <https://dl.ndl.go.jp/pid/796134>（2024/11/11参照）
- [32] 工部省鉱山課，“鉱山借区一覽表，明治16年12月31日調”，1884。<https://dl.ndl.go.jp/pid/3461993/1/76>（2024/9/22参照）

塩谷事件と鉱業法の改革：
労働法の基盤を築いた歴史的転換

- [33] 大蔵省, “工部省沿革報告”, 1889. <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784455/194>, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784455/230> (2024/09/19参照)
- [34] 柏原 宏紀, “明治零年代後半における洋行官僚に関する一考察”, 關西大學經濟論集 営論集No.48, 1998.
- [35] 田尻義隆, “油田借区開掘法改良意見書”, 615C703, 公文書原本, 1885.
- [36] “従六位田尻義隆犯罪処分ノ件”, 纂00384100.
- [37] “往出959, 軍務局達 横須賀丸藤倉五郎兵衛へ貸渡方”, JACAR, Ref.C09103361800.
- [38] “工部省7等出仕田尻義隆以下5名鉄道寮出仕被命ノ件”, 任 A00008100太政官, 1872/7, <https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M000000000000946789> (2024/10/18閲覧)
- [39] “新潟県中蒲原郡々治概表 勸業第3”, 新潟県中蒲原郡, pp.74, 75, 1891/10, <https://dl.ndl.go.jp/pid/807010/1/42> (2024/10/7参照)
- [40] 渋沢社史データベース 日本石油 (株), “日本石油史: 創立70周年記念”, 1958. https://shashi.shibusawa.or.jp/details_nenpyo.php?sid=4020&query=&class=&d=all&page=10 (2024/9/22参照)
- [41] 大蔵省印刷局編, “官報”, No.1529, 農工商 日本坑油会社, 1888/8/3, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2944767/4> (2024/9/24参照)
- [42] 大蔵省印刷局編, “官報”, No.2557, 中松盛雄, 1892/1/12, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2945822/3?tocOpened=1> (2024/8/9参照)
- [43] 大蔵省印刷局編, “官報”, No.2269, 九鬼隆義, 1891/1/24, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2945525/2> (2024/9/24参照)
- [44] 大阪朝日, No.927, 1882/3/2, “九鬼氏が新潟の石油採掘専売に意欲”, pp.81.
- [45] 東京朝刊 No.1137, 1888/9/19, “役員選挙日本坑油会社”
- [46] 東京朝日 No.1846, 1891/1/25, “九鬼孝義氏逝去”
- [47] 朝日新聞 No.1947, 1891/5/26, “坑業禁止令取消の訴”
- [48] 朝日新聞 No.2043, 1891/9/20, “坑業禁止令取消事件”
- [49] 東京朝日 No.2449, 1893/1/26, “農務省大臣の勝訴”
- [50] 東京朝日 No.2851, 1894/5/27, “余りに馬鹿々し経過だ”